

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月10日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
				新潟警察署	県庁前交番	新潟市中央区新光町	新潟市中央区のうち網川原、網川原1・2丁目、近江1・2・3丁目、上近江1・2・3・4丁目、上所2丁目、上所上1・2・3丁目、上所中1・2・3丁目、新光町、新和1・2・3・4丁目、出来島、出来島1・2丁目、東出来島、美咲町1丁目、南出来島1・2丁目
					女池交番	新潟市中央区女池南3丁目	新潟市中央区のうち愛宕1・2・3丁目、上沼、大島、親松、神道寺、神道寺1・2・3丁目、神道寺南1・2丁目、小張木、小張木1・2・3丁目、桜木町、鳥屋野、鳥屋野南1・2・3丁目、鳥屋野1・2・3・4丁目、美咲町2丁目、女池、女池1・2・3・4・5・6・7・8丁目、女池上山1・2・3・4・5丁目、女池北1丁目、女池神明1・2・3丁目、女池東1丁目、女池西1・2丁目、女池南1・2・3丁目、和合町1・2・3丁目、久蔵興野、湖南、鐘木、太右エ門新田、高美町、俵柳、鍋湯新田、祖父興野
					万代交番	新潟市中央区	新潟市中央区のうち上所1・3丁目、幸町、

新潟中央警察	新潟駅前交番	新潟市中央区花園1	新潟市中央区のうち明石1・2丁目、春日町、蒲原町、幸町、幸西1

	万代1丁目	幸西1・2・3・4丁目、下所島、下所島1・2丁目、天神尾1・2丁目、万代1・2・3・4・5・6丁目、東幸町、八千代1・2丁目
笹口交番	新潟市中央区笹口2丁目	新潟市中央区のうち鏡1・2・3丁目、鏡西1・2丁目、笹口、笹口1・2・3丁目、紫竹山1・2・3・4・5・6・7丁目、天神1・2丁目、堀之内、堀之内南1・2・3丁目、南笹口1・2丁目、米山、米山1・2・3・4・5・6丁目
新潟駅前交番	新潟市中央区花園1丁目	新潟市中央区のうち明石1・2丁目、春日町、長嶺町、花園1・2丁目、東大通1・2丁目、弁天1・2・3丁目、水島町、南万代町
弁天橋交番	新潟市中央区弁天橋通1丁目	新潟市中央区のうち姥ヶ山、姥ヶ山1・2・3・4・5・6丁目、京王1・2・3丁目、高志1・2丁目、清五郎、長潟、長潟1・2・3丁目、弁天橋通1・2・3丁目、南長潟、美の里、山二ツ、山二ツ1・2・3・4・5丁目、鶺ノ子、亀田早通
沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西1・2・3丁目、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、東万代町、日の出1・2・3丁目、竜が島1・2丁目、紫竹1丁目、本馬越1・2丁目、山木戸、万代島
新潟中央警察		

署	丁目	・2・3・4丁目、三和町、天神1・2丁目、天神尾1・2丁目、天明町、長嶺町、沼垂西1・2・3丁目、花園1・2丁目、万代1・2・3・4・5・6丁目、万代島、東大通1・2丁目、東万代町、弁天1・2・3丁目、水島町、南万代町、八千代1・2丁目
笹口交番	新潟市中央区笹口2丁目	新潟市中央区のうち鑑1・2・3丁目、鑑西1・2丁目、笹口、笹口1・2・3丁目、紫竹山1・2・3・4・5・6・7丁目、南笹口1・2丁目、米山、米山1・2・3・4・5・6丁目
沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、紫竹1丁目、西馬越、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、日の出1・2・3丁目、本馬越1・2丁目、山木戸、竜が島1・2丁目
県庁前交番	新潟市中央区新光町	新潟市中央区のうち愛宕1・2・3丁目、網川原、網川原1・2丁目、大島、親松、上近江1・3・4丁目、上所上1・2・3丁目、新光町、出来島、出来島1・2丁目、鳥屋野、鳥屋野1・2・3・4丁目、鳥屋野南1・2・3丁目、東出来島、美咲町1・2丁目、南出来島1・2丁目、女池上山1・2・3・4・5丁目、女池北1丁目、女池西1・2丁目
女池交番	新潟市中央区女池南3丁目	新潟市中央区のうち近江1・2・3丁目、上所1・2・3丁目、上所中1・2・3丁目、神道寺、

署		
---	--	--

		神道寺1・2・3丁目、 神道寺南1・2丁目、 小張木、小張木1・2 ・3丁目、桜木町、下 所島、下所島1・2丁 目、新和1・2・3・ 4丁目、東幸町、堀之 内、堀之内南1・2・ 3丁目、女池、女池1 ・2・3・4・5・6 ・7・8丁目、女池神 明1・2・3丁目、女 池東1丁目、女池南1 ・2・3丁目、和合町 1・2・3丁目			
弁天橋 交番	新潟市 中央区 弁天橋 通1丁 目	新潟市中央区のうち鵜 ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山 1・2・3・4・5・ 6丁目、上沼、亀田早 通、久蔵興野、京王1 ・2・3丁目、高志1 ・2丁目、湖南、鐘木、 清五郎、祖父興野、太 右エ門新田、高美町、 俵柳、長潟、長潟1・ 2・3丁目、鍋潟新田、 弁天橋通1・2・3丁 目、南長潟、美の里、 山二ツ、山二ツ1・2 ・3・4・5丁目			
柳都交 番	(略)	新潟市中央区のうち曙 町、入船町1・2・3 ・4・5・6丁目、祝 町、浮洲町、海辺町1 ・2番町、烏帽子町、 翁町1・2丁目、寄附 町、窪田町1・2・3 ・4・5・6・7丁目、 寿町1・2丁目、栄町 1・2・3丁目、菅根 町、忠蔵町、附船町1 ・2・3丁目、寺山町、 西受地町、西船見町の 一部、東受地町、東堀 通10・11・12・13番町、 雲雀町、船見町1・2 丁目、本町通10・11・ 12・13・14番町、室町 1・2丁目、元祝町、 山田町1・2丁目、夕	柳都交 番	(略)	新潟市中央区のうち曙 町、入船町1・2・3 ・4・5・6丁目、祝 町、浮洲町、海辺町1 ・2番町、烏帽子町、 翁町1・2丁目、寄附 町、窪田町1・2・3 ・4・5・6・7丁目、 寿町1・2丁目、栄町 1・2・3丁目、菅根 町、忠蔵町、附船町1 ・2・3丁目、寺山町、 西受地町、西船見町の 一部、東受地町、東堀 通10・11・12・13番町、 雲雀町、船見町1・2 丁目、本町通10・11・ 12・13・14番町、室町 1・2丁目、元祝町、 山田町1・2丁目、夕

		<p>栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町、相生町、赤坂町1・2・3丁目、稲荷町、上大川前通10・11・12番町、北毘沙門町、魁町、住吉町、田町1・2・3丁目、豊照町、並木町、西湊町通1・2・3・4ノ町、舂川岸町、早川町1・2・3丁目、東入船町、東湊町通1・2・3・4ノ町、船場町1・2丁目、本間町1・2・3丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通1・2・3・4ノ町、南毘沙門町、元下島町、柳島町1・2・3・4丁目、芳町、西堀通9・10・11番町、西堀前通10・11番町、東堀前通10・11番町、古町通10・11・12・13番町、二葉町3丁目</p>			<p>栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町、相生町、赤坂町1・2・3丁目、稲荷町、上大川前通10・11・12番町、北毘沙門町、魁町、住吉町、田町1・2・3丁目、豊照町、並木町、西湊町通1・2・3・4ノ町、舂川岸町、早川町1・2・3丁目、東入船町、東湊町通1・2・3・4ノ町、船場町1・2丁目、本間町1・2・3丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通1・2・3・4ノ町、南毘沙門町、元下島町、柳島町1・2・3・4丁目、芳町、<u>田中町の一部</u>、西堀通9・10・11番町、西堀前通10・11番町、東堀前通10・11番町、古町通10・11・12・13番町、<u>二葉町2丁目の一部</u>、二葉町3丁目</p>
萬代橋交番	(略)	<p>新潟市中央区のうち礎町通1・2・3・4・5・6ノ町、礎町通上1ノ町、上大川前通6・7・8・9番町、川端町6丁目、下大川前通1・2・3・4・5・6・7ノ町、新島町通1・2・3・4・5ノ町、月町、花町、東堀前通6・7・8・9番町、本町通6・7・8・9番町、北多門町、西厩島町、東厩島町、秣川岸通1・2丁目、南多門町、雪町、北大畑町、北浜通1・2番町、<u>田中町</u>、中大畑町、西大畑町、西船見町の一部、<u>西堀通4番町</u>、東大畑通1・2番町、</p>	萬代橋交番	(略)	<p>新潟市中央区のうち礎町通1・2・3・4・5・6ノ町、礎町通上1ノ町、上大川前通6・7・8・9番町、川端町6丁目、下大川前通1・2・3・4・5・6・7ノ町、新島町通1・2・3・4・5ノ町、月町、花町、<u>東堀通6・7・8・9番町</u>、東堀前通6・7・8・9番町、本町通6・7・8・9番町、北多門町、西厩島町、東厩島町、秣川岸通1・2丁目、南多門町、雪町、北大畑町、北浜通1・2番町、<u>田中町の一部</u>、中大畑町、西大畑町、西船見町の一部、</p>

		二葉町1・2丁目、南大畑町、南浜通2番町、旭町通2番町、 <u>営所通2番町</u> 、水道町2丁目			西堀通4・8番町、東大畑通1・2番町、 <u>二葉町1丁目</u> 、 <u>二葉町2丁目</u> の一部、南大畑町、南浜通2番町、 <u>古町通6番町</u> 、 <u>旭町通1番町</u> の一部、旭町通2番町、 <u>営所通1・2番町</u> 、 <u>下旭町</u> 、 <u>寺裏通2番町</u> 、 <u>西中町</u> 、 <u>東中通2番町</u> 、 <u>南横堀町</u> 、水道町2丁目
白山駅前交番	(略)	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、白山浦1・2丁目、 <u>白山浦新町通</u> 、 <u>旭町通1番町</u> 、医学町通1・2番町、一番堀通町、学校裏町、学校町通1・2番町、上大川前通1・2・3・4・5番町、川端町1・2・3・4・5丁目、寺裏通1番町、西堀通1・2・3番町、西堀前通1・2・3・4・5番町、東中通1番町、東堀通1・2・3・4・5番町、東堀前通1・2・3・4・5番町、古町通1・2・3・4・5番町、本町通1・2・3・4・5番町、横一番町、水道町1丁目の一部	白山駅前交番	(略)	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、白山浦1・2丁目、 <u>白山浦新町通の一部</u> 、 <u>旭町通1番町の一部</u> 、医学町通1・2番町、一番堀通町、学校裏町、学校町通1・2番町、上大川前通1・2・3・4・5番町、川端町1・2・3・4・5丁目、寺裏通1番町、西堀通1・2・3番町、西堀前通1・2・3・4・5番町、東中通1番町、東堀通1・2・3・4・5番町、東堀前通1・2・3・4・5番町、古町通1・2・3・4・5番町、本町通1・2・3・4・5番町、横一番町、水道町1丁目の一部
有明台交番	(略)	新潟市中央区のうち有明大橋町、有明台、汐見台、信濃町、関南町、関屋大川前1・2丁目、関屋金鉢山町、関屋金衛町1・2丁目、関屋昭和町1・2・3丁目、関屋浜松町、関屋恵町、浜浦町1・2丁目、文京町、堀割町、弥生町、学校町通3番町、関新1・2・3丁目、関屋、関屋新町通1・2丁目、水道町1丁目の一部、関屋御船蔵町、関屋下	有明台交番	(略)	新潟市中央区のうち有明大橋町、有明台、汐見台、信濃町、関南町、関屋大川前1・2丁目、関屋金鉢山町、関屋金衛町1・2丁目、関屋昭和町1・2・3丁目、関屋浜松町、関屋恵町、浜浦町1・2丁目、文京町、堀割町、弥生町、学校町通3番町、関新1・2・3丁目、関屋、関屋新町通1・2丁目、 <u>白山浦新町通の一部</u> 、水道町1丁目の一部、

			川原町1・2丁目、関屋田町1・2・3・4丁目、関屋本村町1・2丁目、関屋松波町1・2・3丁目、西船見町の一部
榎谷小路警備派出所	(略)		新潟市中央区のうち西堀通5・6・7・8番町、西堀前通6・7・8・9番町、古町通6・7・8・9番町、南浜通1番町、寄居町、東堀通6・7・8・9番町、宮所通1番町、南横堀町、西中町、寺裏通2番町、下旭町、東中通2番町
(略)			
新潟西警察署	(略)		
黒埼交番	(略)		新潟市西区のうち大野町、金巻、北場、黒鳥、小平方、善久、鳥原、鳥原新田、小新流通東、板井、木場
(略)			
南魚沼警察署	(略)		
浦佐交番	(略)		南魚沼市のうち浦佐、五箇、鰻島、城山新田、名木沢、今町、九日町、市野江、芹田、一村尾、大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、穴地新田、水尾、水尾新田、国際町、八色原、黒土、黒土新田、大倉、船ヶ沢新田、茗荷沢、茗荷沢新田、荒金、堂島新田、桐沢、荒山、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田、山崎新田、前原町
(略)			
大崎駐在所	南魚沼市大崎		南魚沼市のうち大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、

			関屋御船蔵町、関屋下川原町1・2丁目、関屋田町1・2・3・4丁目、関屋本村町1・2丁目、関屋松波町1・2・3丁目、西船見町の一部
榎谷小路警備派出所	(略)		新潟市中央区のうち西堀通5・6・7番町、西堀前通6・7・8・9番町、古町通7・8・9番町、南浜通1番町、寄居町
(略)			
新潟西警察署	(略)		
黒埼交番	(略)		新潟市西区のうち大野町、金巻(通称裏興野、上川原を除く。)、北場、黒鳥、小平方、善久、鳥原、鳥原新田、小新流通東
木場駐在所	新潟市西区金巻		新潟市西区のうち板井、金巻の一部(通称裏興野、上川原)、木場
(略)			
南魚沼警察署	(略)		
浦佐交番	(略)		南魚沼市のうち浦佐、五箇、鰻島、城山新田、名木沢、今町、九日町、市野江、芹田、一村尾
(略)			
大崎駐在所	南魚沼市大崎		南魚沼市のうち大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、

		穴地新田、水尾、水尾新田、国際町、八色原
茗荷沢駐在所	南魚沼市茗荷沢	南魚沼市のうち黒土、黒土新田、大倉、船ヶ沢新田、茗荷沢、茗荷沢新田、荒金、堂島新田、桐沢、荒山、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田、山崎新田、前原町
	(略)	
	(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。